

一般社団法人 大学アライアンスやまなし 教育の質保証委員会規則

(令和元年 12 月 18 日理事会議決)

(趣旨)

第 1 条 この規則は、一般社団法人 大学アライアンスやまなし委員会設置規則第 2 条に基づき、教育の質保証委員会(以下「本委員会」)の運営及び活動事項について定める。

(目的及び活動事項)

第 2 条 本委員会では、参加大学間における教学面での管理体制を整備し、教育に係る連携事業及びその質保証を担保することを目的に、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 教学管理体制の構築に関する事項
- (2) 教育課程の質に関する事項
- (3) 修学環境に関する事項
- (4) 授業担当教員の質に関する事項
- (5) 学生の学習成果の修得に関する事項
- (6) 連携事業の評価及び検証に関する事項
- (7) その他委員会が必要と認める事項

(委員会の構成)

第 3 条 本委員会は、理事会の承認を得た次の各号に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 委員長(1 名)
 - (2) 参加法人会員の大学等から選出された教職員(若干名)
- 2 委員長は、本委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代行する。

(定足数)

第 4 条 本委員会は、委員の過半数の出席をもって成立する。

(決議方法)

第 5 条 本委員会に付議された事項は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除いて、委員の過半数が出席し、出席した委員の議決権の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席)

第 6 条 議長が必要と認めるときは、委員以外の者を出席させ、説明又は意見を徴することができる。

(陪席)

第7条 本委員会には、参加法人会員の大学等の関係者及び議事に関係を有する者が陪席することができる。ただし、議長が必要と判断した場合には、大学アライアンスやまなし事務局を除き、非公式にすることができる。

(庶務)

第8条 本委員会の庶務は、大学アライアンスやまなし事務局が行う。

(細目)

第9条 前条までに定めるもののほか、本委員会の運営に関するその他の細目については、その都度、本委員会が別に定める。

(改廃)

第10条 この規則の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附則

この規則は、令和元年12月18日より施行する。